



申立てを行った。

#### 4 諮問

実施機関は、平成10年9月21日付け10千保保年第690号で、保護条例第26条の規定に基づき、審査会に諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件レセプトは存在していたので、非開示決定を取り消し、全部開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

##### (1) 本件レセプトが存在していた理由

決定期限の日、実施機関の職員に電話で問い合わせたところ「じゃあ、出しましょう。」との応答があったにもかかわらず、その3時間後に「不存在で非開示です。」と発言内容を変えられてしまった。これは、この3時間の間に病院の圧力によって存在していたはずの本件レセプトが不存在ということにされてしまったためである。

また、引継文書廃棄承認書では、4年分の診療報酬明細書を一度に廃棄したことになる。これは、たいへん不自然であり、開示請求後に意図的に作成されたものであると解釈されてもやむを得ない。

さらに、理由説明書には「…8件の診療報酬明細書が存在した。」と書いてある。これらのことから、本件レセプトは存在していたことは断言できる。

##### (2) 診療報酬明細書の積極的な開示について

診療報酬明細書が開示されることにより、保険医療機関等の不正請求を排除することができるだけでなく、カルテが被保険者と医師の共有のものであると認識されることによって適正な医療が行われるようになり、被保険者が主役であるという当然の考えが定着する。

## 第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

### 1 診療報酬明細書について

診療報酬明細書とは、保険医療機関が被保険者である患者に対して行った保険診療の内容、薬剤名及び傷病名等を記載したもので、患者ごとに月1枚作成されるものである。この診療報酬明細書は、保険医療機関が千葉市の審査支払機関である千葉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に診療報酬を請求する際に提出され、請求内容が審査された後に連合会から保険者である千葉市に渡される。また、その際、審査した診療報酬明細書ごとに、データ番号並びに診療報酬明細書を提出した医療機関のコード、名称及び診療年月並びに診療を受けた被保険者の保険証番号、住民コード、氏名及び合計点数が記録された磁気テープ（以下「審査履歴」という。）も連合会から千葉市に提出される。

### 2 本件レセプトについて

本件レセプトは、〇〇〇〇〇〇〇〇が作成した平成〇〇年〇〇月～〇〇月分の異議申立人に係る診療報酬明細書であり、審査履歴により調査したところ、次のデータ番号の8件の診療報酬明細書が該当した。

- ① 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
- ② 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
- ③ 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
- ④ 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
- ⑤ 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
- ⑥ 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
- ⑦ 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
- ⑧ 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

### 3 非開示決定の理由について

#### (1) 請求対象情報

保護条例が開示請求の対象としている個人情報（以下「請求対象情報」という。）を、保護条例第13条第1項は「実施機関の保有する自己に関する個人情報」と規定している。

そして、保護条例第16条第2項第1号には、公文書に記録されている個人情報に係る開示方法が規定されており、この「公文書」は、保護条例第2条第

5号に規定する千葉市情報公開条例（平成6年千葉市条例第22号。以下「公開条例」という。）第2条第2号の定義により、「実施機関の職員が、職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（マイクロフィルムを含む。）であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの」をいうとされている。

したがって、文書に記録された個人情報のうち請求対象情報となるものは、実施機関が管理している状態にあるものをいうと解される。

## (2) 実施機関における文書管理と請求対象情報の範囲

実施機関における文書の取扱いについては千葉市文書規程（平成4年千葉市訓令（甲）第10号。以下「規程」という。）に定められており、決裁及び供覧等の手続終了後、文書の施行を経て完結した文書は当該完結した日の属する年度の翌年度4月1日から保存が開始され、当該文書に係る規程第30条に規定する保存期間が経過した後には廃棄の意思決定を経て廃棄される。

これら一連の文書の取扱いにおいて、「実施機関が管理している」状態が何時までを指すかは次のとおりである。

すなわち、保存文書について保存期間が経過した後であっても廃棄の意思決定がなされていない場合は、いまだ実施機関において管理の意思を有しているものと考えられるので「実施機関が管理している」状態にあるが、当該文書について廃棄の決裁がとられ廃棄の意思決定がなされた以降は、特別の事情により文書の管理をしている場合を除き管理の意思はないものであるため、「実施機関が管理している」状態にはない。

以上のことから、原則として廃棄の意思決定が終了した文書に記録された情報は請求対象情報ではない。

## (3) 非開示決定の理由

本件レセプトについては、規程第38条第2項の規定による引継文書廃棄承認書が、平成10年5月26日付けにて所管課長である保健福祉局保健福祉総務部保険年金課長から総務局総務部総務課長に対して提出されており、既に実施機関の廃棄の意思決定が終了しているものであり、異議申立人が開示請求をした平成10年6月19日の時点において、実施機関が管理していた事実も認められない。したがって、開示請求に係る個人情報は保護条例第13条第1項の「実施機関の保有する自己に関する個人情報」には当たらないので、開示請求に係る個人情報が存在しないことを理由とした非開示決定を行ったものである。

#### 4 本件レセプトの現状について

平成■年度の診療報酬明細書は平成■年度末に保存期間が満了し、平成■年度にすべて廃棄される予定であった。しかしながら、廃棄処理に付した文書の量が多過ぎたため、その一部は廃棄されずに翌年度に廃棄されることとなったものである。そして、廃棄処理に付した文書で平成■年度に廃棄されなかったもの（以下「未廃棄文書」という。）について、平成10年度に再度、所定の手続を経たうえで廃棄するための作業を行っていたところ、本件レセプトの開示請求がなされ、これに対して非開示決定を行った。しかしながら、未廃棄文書を廃棄することにより異議申立人に対する権利救済が実質的に不可能となることを避けるため、未廃棄文書のうち平成■年度の診療報酬明細書の廃棄を一時保留し、その中から平成10年8月13日に本件レセプトのうち第4の2に掲げる④及び⑤以外の6件の診療報酬明細書を探し出し、現在まで保管している。

### 第5 審査会の判断

審査会は、本件に係る異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のとおり判断する。

#### 1 個人情報保護制度の趣旨について

個人情報保護制度は、自分の情報が予期しない形で収集、蓄積及び利用されているのではないかと、誤った不完全な情報が広く利用されているのではないかなどの市民の不安感を取り除くとともに、プライバシーその他の個人の権利利益の侵害を未然に防止するための基準や手続を定めた制度である。

保護条例は、第1条で千葉市が保有する個人情報について、収集、管理及び利用等の体系的かつ適正な保護措置を講ずるとともに、本人に対し開示等の請求権を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るとともに公正で信頼される市政が推進されるとしている。そして、第13条で具体的に何人にも実施機関が保有する自己情報の開示を請求する権利を認めている。

#### 2 請求対象情報について

保護条例は、第13条第1項において「実施機関に対し、その保有する自己に関する個人情報の開示の請求をすることができる。」と規定している。そして、第16条第2項第1号において「公文書に記録されている個人情報」、「録画テープ等に記録されている個人情報」及び「磁気テープ等に記録されている個人情報

報」の開示方法について定めている。

このことから、請求対象情報は「公文書」、「録画テープ等」又は「磁気テープ等」のいずれかに記録されていることが必要であるが、本件レセプトは「録画テープ等」又は「磁気テープ等」に該当しないことは明らかであるので、本件レセプトに記録された個人情報請求対象情報に該当するためには、本件レセプトが「公文書」に該当することが要件となる。

### 3 公文書について

保護条例は第2条第5号において「公文書」とは公開条例第2条第2号に規定する「実施機関の職員が、職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（マイクロフィルムを含む。）であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの」をいうとしている。

そこで、この規定に照らして本件レセプトが「公文書」に該当するかどうかについて検討するところ、本件レセプトは「実施機関の職員が、職務上取得した文書であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したもの」であることが明らかであるため、結局「実施機関が管理しているもの」に該当するかどうかということに帰着する。

### 4 公文書該当性について

実施機関から説明を受けた本件レセプトの現状から、次のことが認められる。平成●年度の診療報酬明細書は、平成●年度に廃棄される予定であったが、その一部は廃棄されず、翌年度に廃棄されることとなった。そして、実施機関は、平成10年度に再度、所定の手続を済ませ廃棄処理に付したところ開示請求がなされたため、未廃棄文書のうち平成●年度の診療報酬明細書の廃棄を一時保留し、異議申立てがなされた後に、その中から本件レセプトのうち第4の2に掲げる④及び⑤以外の6件の診療報酬明細書を探し出し現在保管しているものである。

本来、実施機関の廃棄手続が終了していれば、実施機関が管理しているものとはいえないが、このような経緯から、これら6件の診療報酬明細書は現に実施機関が管理しているものであり、公文書に該当する。

したがって、これら6件の診療報酬明細書は、現時点を基準として改めて開示・非開示の決定がなされるべきである。

### 5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答 申 に 至 る 処 理 経 過

| 年 月 日       | 内 容                         |
|-------------|-----------------------------|
| 平成10年9月21日  | 諮問書の受理                      |
| 平成10年9月21日  | 審議（第28回審査会）                 |
| 平成10年10月23日 | 実施機関から理由説明書を受理              |
| 平成10年10月23日 | 審議（第29回審査会）                 |
| 平成10年11月17日 | 異議申立人から意見書を受理               |
| 平成10年12月21日 | 審議（第30回審査会）                 |
| 平成11年2月2日   | 審議（第31回審査会）                 |
| 平成11年3月9日   | 実施機関から決定理由等の説明を聴取（第32回審査会）  |
| 平成11年4月19日  | 実施機関から理由説明書の補足資料を受理         |
| 平成11年4月21日  | 異議申立人から決定に対する意見を聴取（第33回審査会） |
| 平成11年6月2日   | 審議（第34回審査会）                 |
| 平成11年7月26日  | 審議（第35回審査会）                 |
| 平成11年9月14日  | 審議（第36回審査会）                 |
| 平成11年10月25日 | 審議（第37回審査会）                 |